

「中野市少年育成センター」の概要

『少年育成委員のための街頭補導の手引き』
(発行/中野市少年育成センター)から抜粋

- 1 名 称 中野市少年育成センター
- 2 所在地 中野市三好町一丁目3番19号 中野市子ども部内
- 3 設 置 平成17年4月1日

4 設置と役割

「少年育成センター」とは、少年の非行防止活動に関係のある県、市、学校、警察等の行政機関や団体が、民間有志(ボランティア)の参加を得て、お互いに連絡調整を図りながら、少年補導についての諸活動を総合的、計画的に実践するための活動の拠点をいいます。

中野市では、問題少年の早期発見と早期補導活動によってその健全な育成を図るため、「中野市少年育成センターに関する条例」に基づき「中野市少年育成センター」を設置しています。

5 組 織

(1) 中野市少年育成センターの職員

所 長	子ども部長
事務局長	子ども部子育て課長
事務局職員	子ども部子育て課青少年未来系の職員

(2) 中野市少年育成委員(市長の委嘱により任期3年)

人 員	82人
組 織	中野市少年育成委員会(会長1人、副会長2人、監事2人、班長14人)

6 業務と活動内容

少年育成センターの活動には、街頭補導活動や少年相談等、少年に対する「直接活動」と、少年をとりまく有害環境の浄化活動等「間接的活動」とがあり、これらの活動が業務の中心となっています。少年育成センターの業務は、組織体の性格から、

- ・ 少年非行防止活動の実施に関する業務
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事務
- ・ 付随事務

に分類されます。

(1) 業務

少年非行防止活動の実施に関する事務

- (ア) 街頭補導
- (イ) 少年相談
- (ウ) 継続補導
- (エ) 環境浄化
- (オ) 地域の少年非行に関する各種資料の整備及び地域ぐるみの体制による非行防止活動の推進
- (カ) 補導した少年の専門機関や家庭等への通告

関係機関との連絡調整に関する事務

- (ア) 運営協議会、少年育成委員会、正副会長会、班長会の開催
- (イ) 県下補導センター連絡協議会に参加
- (ウ) 高等学校と警察との連絡会議等に出席
- (エ) 地区懇談会に出席
- (オ) 小中学校の会議に出席
- (カ) 学校、警察署、児童相談所、家庭裁判所など関係機関との連絡

付随事務

- (ア) 少年育成委員の研修
- (イ) 育成センターだよりの発行
- (ウ) 各班長から提出された補導日誌の整理

(2) 活動内容

街頭補導活動

「街頭補導活動」は、く犯・不良行為少年を早期に発見し、その少年に注意・助言をする等、適切な措置を講ずることによって、少年の非行化を防止する重要な活動です。

街頭補導を推進するに当たって望ましいことは、地域社会の積極的な理解と協力を得ることである。即ち、少年育成センターの街頭補導活動に地域団体や民間有志者の理解協力があれば、これらの協力者を通じて家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができるので、大きな成果が期待できます。

なお、街頭補導活動は、少年育成委員が実施計画に従い、不良行為をする少年が多く集まる場所を重点としたコースを、組織的、計画的に巡回を反復実施するとともに、少年育成委員が日常生活を通じて地域内の青少年の行動について絶えず注意を払うなどの方法により行っています。

少年相談活動

街頭補導に次いで重要なものに、「少年相談」があります。少年相談は、少年自身や保護者等から相談や依頼を受け、これに対応して適切な助言指

導をするほか、対象少年の性格矯正、環境調整など必要な措置を講じています。少年育成センターにおいて、少年や保護者に対し注意、助言を行うことで効果が得られるようなものを除き、関係機関に引き継ぐことにしています。

環境浄化活動

少年の非行防止を考える場合、少年をとりまく社会環境を無視することはできません。最近では、テレビ・映画・広告、ビデオテープ・出版物等が少年に対して著しく性的刺激を与え、または暴力的、残酷的風潮を助長するものが増えており、これが少年非行の引き金的な要因となった事例が少なくありません。このような好ましくない社会環境に対して、少年非行防止の観点から積極的な排除活動を行うことは重要であります。少年育成センターにおいては、具体的な有害環境の発見に努める等の有害環境の監視的役割を果たすとともに、関係機関・団体への連絡、環境浄化のための諸活動の推進を図っています。

平成19年度中野市少年育成センター活動報告

(平成 20 年 1 月 31 日現在)

1 街頭補導活動

(1) 街頭補導

実施時期	通年
実施回数	65回 (補導日誌報告分) (従事者 延べ231人)
実施場所	市内のスーパー、書店、カラオケボックス、インターネットカフェなどの店舗及び地区内の公園、神社 など
実施方法	市内を 14 地区 (班) に区画し、班別に月 1 回から数回巡回して危険箇所の点検、青少年への声掛け・指導活動を行い、実施後、補導日誌を事務局に提出。

(2) 集中補導

実施時期	全市的な祭事 (7 月 14 日祇園祭、7 月 28 日シヨンシヨン祭、11 月 10 日えびす講)
実施回数	3 回 (従事者 14 人)
実施場所	祭事が行われている市街地
実施方法	正副会長及び班長を 3 グループに分けて街頭を巡回し、不良行為少年への指導注意を行い、実施後、補導日誌を事務局に提出。

2 環境浄化活動

(1) 有害環境浄化活動 (有害環境チェック活動)

実施時期	7 月及び 11 月の青少年健全育成強調月間中
実施回数	28 回 (14 班 × 2 回)
実施場所	250 店舗 (市内の店舗、有害雑誌・A V ビデオ等販売店など)
実施方法	県からの実施依頼により、上記 1 - (1) の街頭補導に併せて、「チェックカード」にある項目について点検する。

(2) 青少年健全育成協力店の加入・協力の要請

上記 2 - (1) の有害環境浄化活動に併せて実施。
平成 19 年度中は、新規で 2 店舗加入する (現在 171 店舗が加入)。

(3) 全体活動 (清掃・整理活動)

市内の横断地下道及び駅駐輪場の清掃・整理活動を実施 (5 月 12 日、市内の横断地下道 10 ヲ所及び市内の駅駐輪場 7 ヲ所)。従事者 55 人。

中野警察署生活安全・刑事課職員 2 人が実施協力。

3 啓発活動

- (1) 一斉街頭啓発活動への参加（7月2日、市内中学校・高等学校の各校門前、長野電鉄信州中野駅及びJR替佐駅・上今井駅の各駅前）
- (2) 懸垂幕の設置（7月及び11月の青少年健全育成強調月間中、中野市役所庁舎）
- (3) 桃太郎旗の設置（7月及び11月の青少年健全育成強調月間中、市内34ヵ所）
- (4) 第3回中野市青少年健全育成推進市民集会の推進（11月24日、中野市民会館）
- (5) 年末特別警戒活動出陣式への参加（12月3日、中野警察署）

4 会議・研修会の開催（中野市少年育成委員会関係）

- (1) 全体会（6月28日、中野市民会館）
- (2) 正副会長会（7月13日、中野市役所）
- (3) 研修視察（10月2日、石川県金沢市 湖南学院）

5 青少年健全育成にかかる研修会・大会等への参加

- (1) 第32回長野県青少年補導活動推進大会（7月18日、中野市民会館）
- (2) 長野県青少年補導センター連絡協議会・長野県青少年補導委員会連絡協議会 県外視察研修（10月4日～5日、石川県金沢市・野々市町）
- (3) 長野県青少年育成県民大会（信州の若者をはぐくむ県民のつどい上小大会）（11月10日、上田市）

6 関係機関・団体等との連携

- (1) 長野県青少年補導センター・同補導委員会両連絡協議会 合同理事会・研修会（5月16日、中野市民会館）
- (2) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動推進会議（6月15日、北信合同庁舎）
- (3) 長野県青少年補導センター・同補導委員会両連絡協議会 合同理事会（6月21日、中野市民会館）
- (4) 18市補導委員会会長・事務局担当者合同会議（8月23日、諏訪市）
- (5) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局担当者合同会議（9月28日、須坂市）
- (6) 18市青少年補導委員会・同補導センター両連絡協議会 合同理事会（11月20日、諏訪市）
- (7) 年末特別警戒活動打合せ会議（12月3日、中野警察署）

平成19年度長野県青少年補導センター連絡協議会長のため出席

- (1) 長野県薬物乱用対策推進協議会総会（4月25日、長野市）
- (2) 全国青少年補導センター連絡協議会第1回役員会（5月24日、茨城県土浦市）
- (3) みんなでつくる美しい信州 県民総ぐるみ青少年健全育成運動推進会議及び暴走族追放県民会議部会（6月1日、長野市）

- (4) 長野県青少年育成県民会議理事会（6月15日、長野市）
- (5) 全国青少年補導センター連絡協議会 第2回役員会（10月17日、茨城県土浦市）
- (6) 全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「土浦大会」（10月18日～19日、茨城県土浦市）
- (7) 青少年健全育成に関わる長野県地区懇談会（11月14日、長野市）
- (8) 関東・甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会 第24回研修大会「栃木大会」（11月15日～16日、栃木県宇都宮市）

7 「育成センターだより」の発行 2回

8 啓発強調月間

- (1) 青少年に有害な社会環境排除県民運動月間（7月、11月）
- (2) 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）
- (3) 全国青少年健全育成強調月間（11月）

平成20年度中野市少年育成センター活動計画(案)

1 活動目標

最近の少年をとりまく社会環境は、少年に悪影響を与えるものが多く、また、非行は低年齢化・凶悪化の傾向にあり憂慮すべき状況にあります。

少年問題は、大人社会全体の問題でもあることを認識し、少年が不良化・犯罪化することのないように、非行のある少年や非行のおそれのある少年を早期に見出し、必要に応じ関係機関に通報・連絡、あるいは少年に注意・助言するほか、家庭、学校、職場などに連絡して指導上の助言を行うなど、少年の非行防止に努めます。

また、有害図書等青少年にとって有害な環境を排除し、健全育成の推進を図ります。

2 活動の重点

- (1) 街頭補導活動の推進
- (2) 社会環境浄化活動の推進
- (3) 非行防止（健全育成）に関する広報活動の推進
- (4) 少年育成委員相互の連絡と情報交換の緊密化
- (5) 少年育成委員研修会の開催
- (6) 少年相談活動の推進
- (7) 関係機関・団体との連絡強化

3 街頭補導活動

(1) 街頭補導

実施時期	通年（4月～翌3月）
実施回数	年間98回（14班×7回）
実施場所	市内のスーパー、書店、カラオケボックス、インターネットカフェなどの店舗及び地区内の公園、神社 など
実施方法	市内を14地区（班）に区画し、班別に月1回から数回巡回して危険箇所の点検、青少年への声掛け・指導活動を行い、実施後、補導日誌を事務局に提出する（従事者の安全確保のため、午後8時以降は実施を控える）。
注意事項	活動時は、少年育成委員証を携行し、腕章を着用する。 補導中に発生した緊急事項は、直接関係機関へ連絡する。

(2) 集中補導

実施時期	全市的な祭事（7月祇園祭、シオンシオン祭、11月えびす講）
実施回数	3回
実施場所	祭事が行われている市街地

実施方法 正副会長及び班長を3グループに分けて街頭を巡回し、不良行為少年への指導注意を行い、実施後、補導日誌を事務局に提出する（実施時間は祭事日程によるが、概ね午後5時から8時までとする）。

その他は、上記3-(1)の街頭補導に準じる。

4 環境浄化活動

(1) 有害浄化活動（有害環境チェック活動）

実施時期 7月及び11月の青少年健全育成強調月間中
実施回数 年間28回（14班×2回）
実施場所 市内の店舗、有害雑誌・AVビデオ等販売店 など
実施方法 街頭補導に併せて、「チェックカード」項目を点検

(2) 青少年健全育成協力店の協力要請

上記4-(1)の有害環境浄化活動に併せて、県の「青少年健全育成協力店推進要綱」により、市内の未指定店舗に加入協力を依頼する。

5 啓発活動

- (1) 一斉街頭啓発活動への参加（7月上旬）
- (2) 懸垂幕の設置（7月及び11月の青少年健全育成強調月間中）
- (3) 桃太郎旗の設置（7月及び11月の青少年健全育成強調月間中）
- (4) 第4回中野市青少年健全育成推進市民集会の推進（11月下旬）
- (5) 年末特別警戒活動出陣式への参加（12月初旬）

6 会議・研修会の開催（中野市少年育成委員会関係）

- (1) 全体会の開催
- (2) 正副会長会の開催
- (3) 班長会の開催
- (4) 研修会の開催
- (5) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局担当者合同会議（9月下旬、平成20年度は中野市が当番市）

7 青少年健全育成にかかる研修会・大会等への参加

- (1) 第33回長野県青少年補導活動推進大会（7月中旬、塩尻市）
- (2) 長野県青少年補導センター連絡協議会・長野県青少年補導委員会連絡協議会 県外視察研修（10月上旬、中京方面）
- (3) 長野県青少年育成県民大会（信州の若者をはぐくむ県民のつどい長野大会）（11月上旬、長野市）
- (4) その他、必要に応じ研修会・大会等へ参加

8 関係機関・団体等との連携

- (1) 長野県青少年補導センター・同補導委員会両連絡協議会 合同理事会・研修会（5月中旬、塩尻市）
- (2) 県民総ぐるみの青少年健全育成運動推進会議（6月中旬、北信合同庁舎）
- (3) 長野県青少年補導センター・同補導委員会両連絡協議会 合同理事会（6月下旬、塩尻市）
- (4) 18市補導委員会会長・事務局担当者合同会議（8月下旬、伊那市）
- (5) 北信ブロック青少年補導委員会正副会長・事務局担当者合同会議（9月下旬、中野市）
- (6) 18市青少年補導委員会・同補導センター両連絡協議会 合同理事会（11月下旬、伊那市）
- (7) 年末特別警戒活動打合せ会議（12月上旬、中野警察署）
- (8) その他、関係する会議等へ出席及び関係機関・団体等との連携を図る

9 「育成センターだより」の発行

10 啓発強調月間

- (1) 青少年に有害な社会環境排除県民運動月間（7月、11月）
- (2) 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）
- (3) 全国青少年健全育成強調月間（11月）

11 その他必要に応じた活動の実施